

○三条市表彰審査委員会規則

平成17年7月25日

規則第170号

改正 令和3年9月27日規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、三条市表彰条例(平成17年三条市条例第207号)第11条第4項の規定に基づき、三条市表彰審査委員会(以下「審査委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 審査委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、審査委員会の会議を主宰し、審査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審査委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査委員会が行う審査の手続は、公開しない。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。